

I K G の

旅館経営再生塾

第一八回

設備投資の時期と固定資産税について

(執筆 中村尚和)

設備投資（土地建物の取得、建物の増改築等）の税金と言えば、取得時に係る登録免許税、不動産取得税、取得後に係る固定資産税が代表的な税金であるが、今回は固定資産税について紹介する。

設備投資のタイミングとしては、旅館業の場合、オフシーズンに行うことが多いと思われるが、この設備投資のタイミングに、固定資産税の賦課期日についても考慮してみても如何だろうか。

固定資産税は、ご存知の通り地方（市区町村）に納める税金で、一月一日現在の固定資産（土

地・建物・償却資産）の所有者に賦課課税される税金である。ここにいう所有者とは、土地建物の登記簿又は課税台帳に登録されている人が納税義務者となる。税額については、固定資産税評価額の1・4%（標準税率）が課税される。

ここで注目して頂きたいのは、いつの時点の不動産所有者に課税されるかということである。前述した通り、固定資産税は一月一日現在の所有者に対して課税されるため、あくまでも極端な話ではあるが、一月二日に所有した場合、その年の固定資産税は課税されないことになる。前年の十二月や一月一日に所有した場合と比較した場合には、約一年分の差が生じてくることになる。

今後の設備投資の意思決定を行う場合には、是非とも固定資産税の賦課期日も考慮して頂きたい。